

令和6年度 第1回静岡市手話言語条例策定等研究会

日 時	令6年6月18日（火） 午後3時から
場 所	城東保健福祉エリア 複合棟 3階第3研修室
出席者 （委員）	大村圭男委員、堺久美子氏（大川香織委員代理）、加藤伸一郎委員、 小泉秀力委員、堀越英宏委員、渡邊英勝委員、二神麗子委員
（事務局）	池田保健福祉長寿局理事兼局次長兼健康福祉部長、 寺田障害福祉企画課課長、 大石障害福祉企画課地域生活支援係長、 若林障害福祉企画課主任主事
欠席者	大川香織委員
傍聴者	1人
意見交換	手話言語を取り巻く現状・課題 （1）手話言語話者の立場から （2）障害当事者団体の立場から （3）有識者による手話言語条例制定により期待される影響

研究会内容

事務局挨拶、委員自己紹介に続いて、「（仮称）静岡市手話言語条例」制定に係る検討経緯及び予定について、事務局（障害福祉企画課）から資料1～2を用いて説明した。

その後、今回の本題である「手話言語を取り巻く現状・課題」にかかる意見交換を行うべく、事務局（障害福祉企画課）から資料3を用いて現状を説明した。

以下、各委員からの意見（要約）

（1）手話言語話者の立場から

小泉秀力委員：団体ごとで担当分けをすると混乱するため、4団体を代表して意見する。

自分の経験では、静岡聾学校で口話法の教育を受けてきた。当時、手話は使われておらず、「手真似（てまね）」と言われており、偏見が多くあった。学校での教育方法も手話がなく、口話だけであったため、学力を身に着けることは非常に難しく、言語を獲得することも難しい状況だったため、苦しい思いをしていた。

ろう者の先輩も、家族間でもほとんど口話法を用いてコミュニケーションを取っ

ていると聞き、それではうまくコミュニケーションを取れない、家族の中で自分だけが聞こえない人間で孤立している。今でも思い通りに手話が使えない状況ではないため、非常に苦しい思いをしている。

卒業後に進学した県外の学校では手話クラスがあり、そこで聾学校を卒業して初めて手話と出会った。静岡に戻り、ろう者の先輩が使っている手話を初めて見た。そのため、手話を身に着けた時期は非常に遅かった。

手話で発言できる場は非常に重要。自分にとってはそれが手話サークルだった。ろう者同士や聞こえる人も共に手話を学びあいながら手話で会話をする。手話で話ができる場所は非常に重要で、アイデンティティにも繋がっていたのではないかと思う。今の社会は、手話では対応できなく、手話への理解は遅れていると思う。聴覚障がい者は、見た目は聞こえる人と同じなので、話をして初めて話が通じなかったでこの人は聴覚障がい者だと分かる。こちらから話しかけることはないが、堂々と生きていくことができる、そういうことだと思う。

聞こえる人も聞こえない人も、平等に参加する考え方のもと、手話通訳の設置方法も変わってきていると思う。

手話言語法について、制定される段階には至っていない状況。鳥取県で一番最初に手話言語条例が制定された。その次に北海道石狩市、そのような形で手話言語条例が広まっている。静岡県では富士宮市と浜松市が最初で、県内でも手話言語条例の制定が広がっているところ。政令市は浜松市・静岡市だが、県と同等のレベル（条例の制定）のことを、浜松市はできているが、静岡市はできていない。静岡市は市民に近い場所であるため、改めて制定をお願いしたい。

どこでも、いつでも、自由に手話で会話ができる、今はまだまだそういうことができない場面が多いと思う。手話ではなく、コミュニケーションそのものがない人を見ても「聞こえないから書こう」という意識にはならず、「聞こえないのか、面倒くさいな」という人がいるため、最低限生活の中で使えるよう、手話言語条例によって気持ちが通じ合えたら良いと思う。身振りでも何でも構わない。一番大事なことは、「手話は言語だ」と認めることへの理解である。聞こえる人は日本語が言語であり、聞こえない人は手話が言語である。聞こえない人は、日本語で話ができないため、夢の中でも手話で話をしている。

また、市民の理解はまだ足りないと思っている。手話は言語だときちんと説明しないと、分かっただけなので、条例を制定して広くアピールし、言語というものをしっかりと理解していただき、手話を学んでいただきたい。理想としては、どこでも自由に手話ができる場を作ってほしい。現状、手話奉仕員養成講座を受講した人が50～60人毎年受講しているが、その人数では足りないと感じる。しかし、その少ない人に少しでも分かっただけなら良いと思う。学んだことを身に付けていただき、少しずつ手話が広がっていけば良いと思う。

加藤伸一郎委員：手話を使う人はろう者と呼ばれている。ろう者は聞こえないという生きづらさと、手話という少ない人しか使っていない言葉を使うことへの理解がされていない生きづらさの2つがある。聞こえないことの生きづらさは置いて、今の日本で日本語以外に言語があることは、正直なかなか理解がされない。

聞こえる人が今日突然聞こえなくなれば、日本語の筆談で生活することができると思うが、日本語を学ぶ前の聞こえない人、要は手話を母語としている人は、日本語で読み書きするのは非常に大変である。しかし、日本人であれば、日本語が書いて読めて当たり前と心のどこかで思っているため、ろう者が日本語をうまく使えないことで非常に誤解をされ、成人なのに小学生のような書き方の間違いをするという誤解を受けることもある。そういった聞こえない人の言葉は、基本的には手話だということの理解がされていない。

理想の社会を言えば、生まれてきた聞こえないこどもが、自然と手話を身に付け、自分でストレスなく、相手の意見を聞いて自由に意見を述べることができる方法が手話であり、それを自ら身に付けられるような社会であることが1つ究極の目標だと思う。静岡市だけでなく、全国的に手話を第一言語として学ぶことはまだハードルが高いが、言語条例等をきっかけとして手話に対する正しい理解が更に広まれば、聞こえない赤ちゃんが手話を自分の言葉として選択できる環境が、少しずつできていくのではないかと思う。

ぜひ、手話言語条例を静岡市の中身の濃い条例にしてほしい。

小泉秀力委員：加藤委員の発言のとおり、赤ちゃんが生まれたときにすぐ、目で見えるものの形等を真似して見せる方法が良いと思う。ろうのこどもには手話の次に言葉という学ぶ方法が良いと思う。今は逆の状態であり、まずは言葉を覚え手話に変換している。手話を習得する場所がないため、条例を制定した後はそのように変わると良いと思う。

堺久美子氏（大川香織委員代理）：手話通訳者は聞こえない人とともに福祉の制度をより良くしていきたいと活動してきた。聞こえないという理由で差別されることがないよう障がいの差別をなくすことが優先であると代々聞いている。

最近、手話の広がりを感じており、もしかしたら、手話が広がることにより、聞こえない人を知る、それによって聞こえない人は何が困るのか、何が不便なのか、私たちと何が違うのか改めて知ることができるならば、手話が広まることであって良いと思う。やはり、コミュニティの中に聞こえない人がいるということを知るには、少しでも挨拶で顔を合わせることである。声掛け等が手話でできるということは、大きなことだと思う。

ジェスチャーでも伝わるときもある。聞こえない人との関わりがあることで、手

話を用いてコミュニケーションを図る、大事なことを伝えられる、そういったことの積み重ねや広がり、市民の一員として暮らしやすくすることの要因だと改めて思った。その観点からも、手話は言語だということが広まっていくと良いと思う。

大村圭男委員：静岡市と清水市が平成 18 年に合併し、静岡市ろうあ協会として活動してきた。その中で、手話は言語だということを非常に強く感じた場面がある。小泉委員は、聾学校の先輩だが、聾学校へ通学していたときはずっと口話で授業を受けていた。中学 2 年の頃、いところが手話を表したとき、嬉しい気持ちになったことを覚えている。手話で話ができることは必要だと感じた。なかなか会えないが、同じ聾学校を卒業する間の 3 年間、手話はあまり使える環境でなく、学力も足らなかった。周りの人が手話を使っている姿を見て、手話力がぐんと伸びたのを感じた。市民の皆さんの理解が広まってほしいと実感している。

（２）障害当事者団体の立場から

堀越英宏委員：静岡市障害者協会としては、障がいのある人の社会参加の推進をしていくために、障がいのある人が、障がいがあることを語っていくことが大事であり、そのために、そういった場を保証していく働きかけが必要と考えている。福祉サービスを使う等だけでなく、地域社会で当事者が地域住民に話す機会が課題の 1 つだと思っている。堺氏からも話があったが、片言の手話でも良いと思う。片言の手話でも皆が話せるということをどのように学んでいくかが大事だと思う。

静岡市だと、おそらく小学校 3～4 年で福祉教育がある。静岡市障害者協会にも車いすの職員が在籍しているため派遣をしているが、実際に当事者に会わないと分からない場面も多い。

筆談でお互いにやり取りをさせていただくが、筆談の量が多すぎて相談者がもういい、分かった分かったとおっしゃることがある。そういった場合も踏まえ、やはり手話は必要だと思う。事務的な確認だけではなく細かい部分、ろう者の筆談を拝見すると、“てにをは”が少し違う等違和感を覚えたが、筆談をした時の文法的な違いに注目してしまうと、一種の仲間はずれや差別に繋がってしまう。お互いに気持ちを通じることが大事だと思っている。

コミュニケーションの押さえ方は、とても大切だと改めて思う。社会参加の活動をどこから始めるか考える必要がある。

（３）有識者による手話言語条例制定により期待される影響

二神麗子委員：手話言語条例の制定の目的と広がりということで、手話とろう者を巡る課題についてお話をさせていただいた後、静岡市の手話言語条例草案で、こういった範囲の課題が解決できるのかといったお話できたらと思う。

スライドを用いて説明

①ろう者と手話をめぐる課題について（スライド2～4）

小泉委員にお話しいただいたとおりだと感じている。当事者の方から、本当に差別を受けていたお話を聞くと、胸に迫るものがある。

当事者同士で話している手話は、音声とは同期せず、まったく異なる複雑な文法がある。ネイティブサイナーではないと感じるところもあるし、自分の思いを手話で表現することも、大人になってから身に付けると限界があると思う。そのため、幼少期からの手話環境は非常に重要だということを改めて感じた。

手話は、ストレスなく他者と通じ合える唯一の言語。口話や筆談はやはりストレスが生じるし、筆談は限界がある。日本語の読み書きが苦手・漢字が苦手だというろう者が多くいる。偏見や誤解、日本語が上手く使えなかったという歴史が今も色濃く残っている。手話通訳者がいらっしゃるため、お話ができています。それがなければ障がい者同士の輪にも加わることができないため、手話があつて初めて聞こえない人は出発点に立てる。

聞こえない人の早期発見・早期療育は、市の条例を制定する場合に肝になる点だと思う。保健所や市立病院の管轄が市であるため、この辺りをカバーできるかもしれない。現在は、生まれてすぐ産婦人科で聴覚障がいがあるかどうか検査することができる。さらに、今はインクルーシブ教育が推進されているため、そのまま障がいがあっても通常の学校で学ぶ路線が主流になってきている。市の福祉でできる範囲は何かと言うと、親御さんへの心理的支援が大変重要だと思う。生まれたこどもに聞こえないという障がいが見つかり、相談できないと悩んでいる親御さんに、コミュニケーションのあり方について手話が提供できるのではないかと考えている。うちの子聞こえないから、いくら話しかけても無駄だと言う方もいるが、聞こえる親御さんは、赤ちゃんに対して日本語が全然分からないのに話しかけたりする。そういったことを通して愛着形成は育まれていくが、うちの子は聞こえないからとなると、呼びかけが極端に減ってしまう。これにより、愛着形成に大きな影響が出るというのが結構大きな課題となっている。親御さんへの心理的支援というのがなかなかできていない部分について、ケアができると良いと思う。

②手話言語条例の制定の理由・目的（スライド5～10）

事前資料で論文をお配りしていると思うが、その内容スライド6にて解説している。論文では、全国の手話言語条例の制定の流れのようなものをまとめた文書を出していて、2012年にろうあ連盟が手話言語法制定を目指して全国調査をしたものを参考にしている。手話言語法については、ご存知のとおり、5つの権利を求めている。「手話を使う」「聴者が手話を学ぶ」「聾者が手話を学ぶ」「手話を獲得す

る」・「手話を守る」という権利である。この「手話を学ぶ」という権利は、誰が手話を学ぶのかということで意味合いが変わってくるため、2つに分けてお示しをしている。「手話を学ぶ」・「手話を獲得する」・「手話を守る」ということが、手話言語法あるいは手話言語条例でカバーできるのではないかと思う。

スライド7からの静岡市の現段階の条例案を記載している。委員の意見を取り入れてさらに発展的に盛り込まれていくと思うので、あくまでイメージの範囲ではあるが、現段階での案を用いて解説していきたい。

前文（スライド7）：他自治体でも同様の記載がある。真ん中部分では、ろう者の手話に対する思い、経験を盛り込んでいる部分である。存分に当事者の意見・ろう者の意見を反映できるものができると良いと思っている。

目的（スライド8）：市民の責務（役割）を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進し、と記載されているため、市の福祉計画策定の根拠になると思う。

基本理念（スライド9）：手話を必要とするすべての市民が、いつでも、自由に意思疎通ができる権利として手話を使うことが書かれている。

市の責務（スライド9）：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、今の手話通訳派遣事業だが、市の施策として取り組むことが書かれている。

第5条、第6条（スライド9）：一般市民に対する手話の普及と思うので、この部分が手話言語条例の主たる目的にあたる。

第7条（スライド10）：手話の理解・手話の普及に関する施策で、手話に関するイベントを色々な自治体が担っている。（2）（3）は、さらに手話通訳を手話通訳整備及び拡充に関する施策、（4）は、学校において児童・生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供することについて。おそらく聞こえるこどもや教員に対して市立学校が手話を普及することだと思うが、これは少々足りないのではないかと思っている。聞こえないこども、あるいは中途失聴・難聴者が手話を学ぶ機会ということは改めて重要だと感じる。それから、ろう者が手話で学ぶ、手話を用いて聞こえない人でも介護の資格を取る等、学ぶということを求められている人もいらっしゃるが、そういうところに研修に行こうと思っても手話通訳者がいない。手話通訳の派遣依頼しても、まずは学校に通訳を頼んでくださいと言われ、学校も予算がないということで、本当は手話でないと理解できないが、無料の音声認識のアプリを使うといった制度の谷間に置かれているような例を結構色々ところで聞いている。制度の整理が必要だと思うが、教育機関や研修を行っている事業者に対して市が補助制度を使うという方法が、福祉課としてできることだと考えている。

手話の獲得について、聴覚障がい児の家族に対する支援、早期発見・早期支援ということで、例えば市の保健所にいる保健師に対して手話の研修を行う等も良いと思う。そうすると、生まれて3か月以内に家庭訪問等において、手話

や聞こえないということの研修を受講した保健師が自宅訪問したときに、聞こえないこどもを持つ親御さんに対して情報提供できたり、コミュニケーションのケアができたりする。市としては支援できるのではないかな。

第8条（スライド10）：財政上の必要な措置を講ずるということで、ここは行政提案だからこそ予算提供ができると思うので、委員の皆様はこちらを根拠にして予算を獲得するように働きかけていただけたらと思う。

③災害時の情報アクセシビリティ（スライド11～12）

災害についてだが、これを入れるかどうか難しいところであるが、ぜひ助成をいただけると他の部署にも広がりが出ると思う。東日本大震災で、障がい者の死亡割合は健常者の2倍という結果が出ており、津波の被災地では、更に障がい者の死亡割合が高くなっているというデータや聴覚障がい者の死亡率が最も高いというデータもある。原因としては、緊急時の情報に取り残されてしまったためである。グラグラと揺れて、何が起きているか分からないけれども、防災無線や周りの人が騒ぎながら逃げている様子が分からず、家にそのままいて流されてしまったということ。この「逃げろ」というメッセージが伝わらない、そして「助けて」が伝えられない。これは、阪神淡路大震災のときに建物の下敷きになった聞こえない人が、近くに救助隊が何回も通っているのに、それに気づかずにそのまま発見されず亡くなってしまったと聞いた。「ここにいる」ということも伝えられないし、「誰かいますか」ということも伝えられないといった状況だった。

今年1月1日にあった能登の震災では、自分も聴覚障害ソーシャルワーカー協会に入っており、手話ができる社会福祉士・精神保健福祉士の人の集まりであるが、6月からワーカーが能登に行って支援している。その際に伺った状況では、能登地域で活躍できる通訳者が、たった4人しかいなかったとのこと。そのうち3名が被災し、道路が分断された地域に住んでいて動けない状況であった。1人だけがなんとか動けるが、この通訳者も自宅が壊れ被災していた。しかし、その方がなんとかして聞こえない人を助けなければということで、地震が起きて2～3週間ずっと走り回ってろう者の支援をしていたということを伺っている。大変だったことは、13人のろう者が能登にいたが、それもうあ協会の会員だけで13人。先ほどの静岡市の資料を拝見しても、ろうあ協会に登録している方が100名いて、それ以外に手話を主なコミュニケーションとされている人はもっといっぱいいると思う。会員になっていないろう者・難聴者・中途失聴の方を含めるともっとたくさんになると思うが、そういった方々の安否確認がなかなか難しかったと聞いている。避難所では、自治体の職員との意思疎通が難しく、筆談で良いかと言われると、疲弊しているところに難しい行政手続きがあるものの、文章が難しく書かれているため、読み書きが難しい。避難所では、自治体職員がその場で情報提供をするが、情報が上手に伝えられていなかった。今回の能登地震では1.5次避難所や2次避難所として

金沢市に行くという流れがあり、支援が必要な方は優先してどうぞというアナウンスがあったが、ろう者は行かなかったと聞いた。アナウンスがあったときに職員から筆談でそう言われても、自分には関係ないというところでなぜ必要なのかということが、どうしても伝わらない。手話ができる人が支援に入ってやっと自分も行こうという気持ちになり、移動できたという話も聞いている。そういうところで、震災時に明るみになってくるのが、地域のろう者に関する問題やコミュニケーションの困難さである。

東日本大震災ができて、「耳が聞こえません」と書かれたバンダナを配布した自治体もあった。しかし、実際に毎日持ち歩いているかと言われると、そうではない。そういったことも課題となっている。

実際、能登の地震で役に立ったのが、SNS。1月2日・3日くらいには各通信会社も電波を普及させて、さらに通信費を上限なく無料にしたということが大きかったと思う。今後 SNS やスマートフォンでの通信によるやり取りが、災害時は一番初めに普及するインフラの1つだと思う。今後も災害時の支援はスマートフォンでできる支援がどんどん増えてくるのだろう。

2023 年の大雨の時の支援だが、文字での支援+手話での動画で「こういうふうなものがあるので逃げてください」と呼びかけた。これが遠隔で、災害時のみ対応であるが、無料で誰でもボタンを押すと手話通訳者が目の前に登場するもの。自分も持ち運びできる手話通訳を携帯している。良い点は、チャットと手話が両方利用できること。遠隔手話で何ができるかという点、窓口やホテルでの受付等、色々なところで手話が通じず困った場面において、自分のスマートフォンを出してその場でやり取りができること。プライベートな空間に手話通訳をいつでも、どこでも持っていけることが遠隔手話の新しい使い方なのだろうと思う。

現在、本サービス自体は、聞こえない人は個人で契約する「えんかく+」を、(株) プラスヴォイスが運営している。自治体で導入することも可能。東京都では、(株) プラスヴォイスを入札し取り入れていて、QR コードをすべての窓口に設置している。QR コードの良い点は、2,000~3,000 か所ほど、都の機関全てに印刷すれば無料で設置できる。(株) トヨタのホームページを見ると、下段に「手話をお使いの方はこちらへ」というボタンがあり、ボタンを押すとオペレーターが出てきて様々なやり取りができる。

Omamolink (緊急通報ツール) (スライド 13) : 緊急事態に使えるもの。平時は使えないが、このツールのすごい点は、緊急時に振るだけで自分の位置情報が伝わること。自分の信頼している家族や近くに住んでいる人に連絡が行くようになり、GPS も飛ぶ。作動したときのみ鳴らすものになるため、普段は自分がどこに行っているかは知られない、緊急事態だけ必要な人に連絡が届くというものである。そのため、聞こえない人でも、先ほどのように生き埋めになってしまっても鞆

の中に入れておけば、鞆を見つけて振りさえすれば、自分の位置が自分の知っている人に届く。その人がここにいると気づいて助けにきてくれる、あるいは代わりに警察に連絡してくれる。

UD トーク（音声認識アプリ）（スライド 14）：最近精度が大変高まっており、大学の講義でも結構使われている。以前は専門用語が多く、なかなか使えないと 5～6 年前は言われていたが、AI が進歩してきて認識率が高まっているため、実用的になっている。使い方は、基本的には聞こえる人が聞こえない人に伝えるためのツールなので、筆談で書くよりも喋ったほうが早く出る意味で使えるものだが、聞こえない人にとってはこういったテレビニュースの速報で、UD トークを起動してテレビの近くに置くと、ほとんど正確な文字が出る。具体例で、難聴の参議院議員がいらっしゃるが、手話ができないため、声で講演をされていたが、UD トークだとなかなか反応しないということで、議員の声を聞いて復唱し、それが文字になって出てきているという対応もしたことがある。

今後の手話通訳のあり方について今のところ皆様がイメージしていることは、地域生活支援事業の中での手話通訳等の考え方である。自治体の登録手話通訳者を増やしたい、生活上必要なところで手話通訳の派遣が使える、福祉課の予算内で対応できるという考え方である。土日や夜間の診療について言うと、いつも市職員がパソコンの前にスタンバイし、24 時間いつでもろう者から連絡がきてもいいような体制にすることは現実的ではない。静岡市でも 57 人の登録手話通訳者がいらっしゃるが、その方が 24 時間 365 日シフトを組んで待機するというとなかなか待機しているのに 1 週間に 1 回連絡があるかどうかという結果は、非常にコスバが悪いため、夜間や土日等不在時は民間会社に委託してその会社の方がオペレートしてくれるというような契約方法もあると思う。

これからの、いつでも、どこでも手話を実現するために、障害者差別解消法が民間も義務化されたため、その広がりを目を向ける必要があると思っており、まずは行政側の合理的配慮内で手話ができるようにするため、QR コードを全ての職員、福祉課以外の職員も持っている名札の裏に QR コードを付けていけば、市民課にろう者が来庁した時、誰のスマートフォンでも良いので、スマートフォンをかざすだけで通訳者が出てきて、ろう者と市民課の職員が手話でやり取りができる。

民間の合理的配慮に関しては、バーや占い等。占いは通訳者に来てほしくないときが多いと思う。親にも来てほしくないと思うこともある。あとは探偵。夫が不倫しているかもしれないみたいな話に通訳者を連れていくと、通訳者と夫が仕事でよく会っており、通訳してもらっている関係だと言えない。そういった時、自分のスマートフォンで通訳してくれる人は他県の人なので、全く顔も名前も知らない人がその場で通訳をしてくれる。これは、業者間の個別契約になるため、例えば商工会議所が契約をして、商工会議所に契約している個人商店に QR コードを配ると、個

人の居酒屋やバーの入口に QR コードを設置し、そこにろう者が来たときにバーテンダーや店長とやり取りができる。今日はどんな魚が入っているか等の話ができる。その他、医師会が契約すれば、どこの病院でも QR コードを使って手話通訳が受付や診察時に手話通訳がいてくれてということになる。その他増えているケースとしては、救急車の中に QR コードを導入した事例も聞いたことがある。救急隊員とのやり取りで、具合が悪いときに筆談はできない。そういったときに手話で緊急でやり取りをすることができる。今後どんどん可能性が広がっていき、いつでも、どこでも手話ができるようになる時代がそこまで来ているのではないかと思っている。

渡邊英勝委員：色々と皆様のお話を聞かせていただき、思い出したこと・感じたことをお話させていただければと思う。

まず、1つ目に幼少期から手話を選択できないということをお聞きしたが、それは幼少期から選択肢が狭められることに繋がると思う。つまり、社会福祉の世界では、潜在能力アプローチの観点から言うと、選択肢が狭められているのは課題がある。

2つ目に、以前社会福祉協議会に勤めていた時に福祉教育を推進しており、毎年小・中学生を対象に手話体験を行っていたが、こどもたちは興味をもって意欲的に学んでいた。その場へろう者にも来ていただいたり、手話サークルの手話通訳の方にも来ていただいたりしていた。この経験から、学校だけではなく地域においても、手話を身近に感じることができるよう、地域を耕していくことも必要なのではないか。

3つ目に、病気であろうが障がいであろうが、こどもであろうがお年寄りであろうが、ノーマルに暮らせる社会がノーマライゼーションである。そのような観点からみると、やはり私たちが住む地域はろう者もいらっしゃるし、視覚障がい者もいらっしゃるし、病気の方もいらっしゃるし、そういうことを当たり前に感じる事が重要だと思う。それが条例を制定することによって、広がっていくのではないかと思う。

社会福祉協議会に在籍していた時のことだが、調査の関係でガリバー王国に行った時、手話通訳者が設置されていたことを思い出した。その他、春に特別養護老人ホームに行った時に、社会福祉協議会で懇意にしているお年寄りのろう者がショートステイを利用しているが、その方の周りの介護スタッフが会話できないため困っており、自分は手話ができないが、ちょっとした身振りはできたので挨拶をしたら、大変喜んでくださって、ちょっとしたことでも話が通じる人が身近にいることが嬉しいことだと体験的に分かった。もう1人、家庭裁判所に勤めていた人がおり、そこには手話通訳者がいる。裁判所に係る人で手話通訳をすることが時々あるとのことだった。自分たちの知らないところで、本当にそういう方が活躍されており、とても必要性はあるのだと感じた。

4つ目に、差別解消法を強力に浸透させるきっかけとなるのではないかと思う。

池田保健福祉長寿局理事兼局次長兼健康福祉部長：フリートークに移る。

堀越英宏委員：聞こえないこどもの早期対応については、ニュースで今日見たところ。難聴のこどもを知的障がいと判定してしまい、知的障がいと言われていたが、その後知的障がいではないということが分かり、訴訟を起こしたというニュースがあった。大変重要なことだと思う。聞こえないから分かっていない、理解していないのではないか、そして知的障がいではないかという判断をされるということがあったとのこと。

二神麗子委員：黙って話すことができないから誤解されているようなことがある。

小泉秀力委員：二神委員のお話は大変よく理解した。しかし、災害や情報アクセシビリティについての議論は、手話言語条例とは別のお話だと思う。情報アクセシビリティについては、条例が成立した後の方法として、様々な情報コミュニケーション保障が出てくるのだと思う。今のお話は納得できるが、現状条例案には含めず、手話はろう者の使用する言語であることを盛り込む方針で進めてほしい。二神委員のお話は手話言語条例成立後の情報アクセシビリティの確保に向けた施策（通訳設置や災害時への支援等）のことを言っている。まずは、ろう者が受付に来た時のコミュニケーション方法の取り方等理解を深め、条例成立後に社会へ理解してもらうために情報アクセシビリティの確保に向けた施策を進める流れが良いと思う。条例とは別に考えたほうが良いと思う。

池田保健福祉長寿局理事兼局次長兼健康福祉部長：受け止めとしては、条例において財政的措置も適用されるし、それを元に具体的にどのような施策を考えるかというところまで合わせてご意見をいただけたらと思っていたため、大変有意義だったと思う。条例に関しても新たな視点を加えて更にバージョンアップすることもできるのではないかとということで、ご意見をいただいた。

堀越英宏委員：静岡市障害者協会は、市からの委託業務の中で、差別解消の事例収集をしているが、手話言語条例と差別解消が置いてきぼりの部分がある。個別具体性もあることから一概には言えないが、やはり条例ではないが将来のことも踏まえ、しっかりと体制をつくっていかないといけないと思う。

加藤伸一郎委員：色々なお話を聞くことができ、興味深く感じた。手話を獲得することとは、聞こえない赤ちゃんが、自分で判断することが難しいために、親御さんが与えた情報や環境の中でどういう選択肢をとるのか問われることが今の状況である。

二神委員のご指摘のとおり、潜在能力アプローチが大事だと思う。これまで、手話で生き

ていくというモデルを示すような例は、残念ながら聞き覚えがない。保護者（特に母親）への心理的支援がとても大切だと思った。それは市としてある意味、力を発揮できる場所だと思っているし、論議をする中で思いつかなかった大切なことをご指摘いただけたと感じた。

堺久美子氏（大川香織委員代理）：人と関わることに、手話があるということが大事だと思った。

二神委員の災害のお話については、非常に勉強になった。危機管理課等の市職員が少しでも手話を知っているだけで、災害時にろう者へ状況を知らせることができる。災害時は、どのように対応してよいか分からないろう者が多い。難しい手話でなく、簡単な手話が少しでもできると、大変な状況であることをろう者に把握してもらうことができる。まずは、手話を知っていただくことから始めることで、次の課題や施策が色々と生まれてくると思う。手話は言語だということを知っていただくこと・認識していただくことが大事だと思う。